

登録ドライバー業務委託契約書（案）

特定非営利活動法人道志村移動サービス（以下「甲」という。）と、登録ドライバー（以下「乙」という。）は、送迎業務について、次のとおり業務委託契約を締結します。

第1条（目的）

甲は、地域住民等の移動を支援するための送迎業務を乙に委託し、乙は、自ら対応できる送迎案件を選択してこれを受託します。

甲と乙は、安全で安心できる送迎を行うことを第一に、互いに協力して業務を行うものとします。

第2条（業務委託）

1. 本契約は業務委託契約であり、甲と乙との間に雇用関係を生じさせるものではありません。
2. 甲は、利用者から送迎依頼があった場合、配車システム等を通じて登録ドライバーに送迎案件を案内します。
3. 乙は、案内された送迎案件について、日時、場所、目的地等を確認し、自分に対応できる案件に自らの意思でエントリーします。
4. 乙には送迎案件へエントリーする義務はなく、エントリーしなかったことによる不利益もありません。
5. 複数の登録ドライバーからエントリーがあった場合は、甲の配車システム等により担当ドライバーを決定します。

第3条（送迎業務）

1. 担当ドライバーとして決定した乙は、送迎依頼の内容に基づき、利用者を安全に目的地まで送迎します。
2. 送迎には、原則として乙が登録した自家用車を使用します。
3. 送迎業務は、原則として乙が登録した自宅を起点および終点とします。ただし、乙は、送迎案件ごとに配車システム上で起点または終点を変更することができます。
4. 乙は、送迎終了後、甲が定める方法により、送迎時間、待機時間、走行距離その他必要な事項を報告します。

第4条（安全運行）

1. 乙は、道路交通法その他の関係法令を守り、安全運転を最優先として送迎を行います。
2. 乙は、送迎前に自らの体調を確認するとともに、甲が定める方法によりアルコールチェックその他必要な安全確認を行います。
3. 体調不良、飲酒その他安全な運転ができないおそれがある場合は、送迎を行わず、送迎を辞退するものとします。
4. 事故、車両故障その他のトラブルが発生した場合は、利用者の安全確保を最優先とし、必要な対応を行ったうえで、速やかに甲へ連絡します。

第5条（保険）

1. 甲は、送迎業務中の事故等に備えるため、損害保険ジャパン株式会社が提供する「地域の移動を支える保険」および社会福祉協議会が提供するボランティア活動に関する保険に加入するものとします。
2. 甲は、本契約の締結にあたり、前項の保険の補償内容、補償範囲その他必要な事項を乙に提示し、乙はその内容を確認したうえで送迎業務を行うものとします。
3. 乙は、送迎に使用する自家用車について、自賠責保険および任意自動車保険に加入し、送迎業務を行う期間中これを有効に維持するものとします。
4. 送迎業務中に自動車事故が発生した場合は、原則として損害保険ジャパン株式会社が提供する「地域の移動を支える保険」を優先して適用し、その補償で不足する部分については、乙が加入する任意自動車保険その他適用可能な保険により対応するものとします。ただし、実際の補償については、それぞれの保険契約の補償内容および適用条件に従うものとします。
5. 乙は、送迎業務中に事故その他保険の対象となる可能性のある事象が発生した場合は、利用者その他関係者の安全確保、警察等への必要な連絡を行うとともに、速やかに甲へ報告するものとします。

第6条（委託料）

1. 甲は乙に対し、送迎業務の対価として、別途定める「業務委託料算定基準」により委託料を支払います。

第7条（利用者から受領する実費と精算）

1. 乙は、送迎業務を行った際、甲が定める基準に基づき、燃料費および保険料の一部などの実費負担額を利用者から受領します。
2. 乙が利用者から受領した金額と、当該送迎に係る燃料費との差額については、毎月の委託料支払時に精算します。
3. 利用者から受領した金額が燃料費を上回る場合は、その差額を委託料から差し引きます。利用者から受領した金額が燃料費に満たない場合は、その差額を委託料に加えて甲から乙へ支払います。

第8条（締日および支払）

1. 委託料および前条の精算は、毎月末日を締日として当月分をまとめて計算します。
2. 甲は、前項により算定・精算した金額を、翌月20日までに乙の指定する金融機関口座へ振り込みます。
3. 甲は、委託料および精算内容が分かる明細を乙に提示します。

第9条（利用者の個人情報）

乙は、送迎業務を通じて知った利用者の氏名、住所、電話番号、通院先その他の個人情報を、送迎業務以外の目的に使用したり、他人に知らせたりしてはいけません。

本契約終了後も同様とします。

第10条（登録内容の変更）

乙は、住所、電話番号、使用車両、運転免許その他登録内容に変更があった場合は、速やかに甲へ連絡します。

また、運転免許の停止・取消しその他送迎業務を安全に行うことができない事情が生じた場合も、速やかに甲へ連絡します。

第11条（契約の終了）

1. 甲または乙は、相手方に申し出ることにより、本契約を終了することができます。

2. 乙が法令または本契約に違反した場合、その他安全な送迎を継続することが困難と認められる場合には、甲は乙の登録を停止または解除することができます。
3. 契約終了時に未精算の委託料または実費等がある場合は、甲乙間で精算します。

第 12 条（その他）

本契約に定めのない事項や疑義が生じた場合は、甲乙で話し合い、誠意をもって解決するものとします。

本契約の内容を確認し、甲乙双方が合意した証として、本書を2通作成し、それぞれ1通を保管します。

契約日 年 月 日

甲

特定非営利活動法人 道志村移動サービス

理事長 荒木 茂 印

2

住所：

氏名： _____ 印 _____